

みえ福祉第三者評価結果

① 第三者評価機関名

評価認証推進機構株式会社

② 施設・事業所情報

名称：グループホーム鈴鹿清寿苑	種別：共同生活援助	
代表者氏名：黒田 卓也	定員（利用人数）： 20 名	
所在地： 〒513-0012 鈴鹿市石薬師町字西裏 2082-5		
TEL：059-373-4567	ホームページ： https://www.keyakien.jp/about/shoujuen.html	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和2年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 けやき福祉会		
職員数	常勤職員： 5 名 非常勤職員 17 名	
専門職員	（専門職の名称） 名	
	介護職員（介護福祉士）：4名（4名）	16名（2名）
	看護職： 0 名	1 名
施設・設備 の概要	（居室数）20室（全室個室 1階・2階各10室）	
	（設備等）食堂兼居間、台所、風呂、：各階1室 トイレ：各階4室	

③ 理念・基本方針

<理念>

- 1、充実した生活を目指し、一人ひとりに応じた自律を支援します。
- 1、地域と共に歩み、楽しく心豊かに安心して生活できるように支援します。
- 1、誇りとやりがいを持って、楽しく仕事ができるような職場環境を目指します。

<基本方針>

- 1、個人の人間性を尊重し、一人ひとりの能力に応じて自律し其々が充実した生活が送れるように支援します。
- 1、地域と共存し、健全な環境のもと心身共に健康で楽しく、心豊かに安心して生活を目指します。
- 1、よりよい人間関係、チームワーク、労務管理に努め、適正配置、安全管理、衛生管理を充実させ、働きやすく誠心誠意職務に専念できるよう努めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

日中サービス支援型のグループホームです。1階に男性10名2階に女性10名が利用できるようになっています。家庭的な雰囲気大切に、入居者の方が安心して日中の
--

サービスを利用できるようサポートしています。24時間スタッフが居ますので、体調の悪い時など急な休みの日も昼食の提供があり、心配な事もいつでも相談ができる環境です。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 9月 22日（契約日） ～ 令和 3年 3月 12日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0回（ 年度）

⑥総評：

◇特に評価の高い点

- ・建物の共有スペースは明るく日当たりの良い開放的な空間で、利用者がゆっくりとくつろげるような環境である。一部に強化ガラスを使用し、居室やトイレなどドアの開閉の際にも指を挟まないように、最新の技術が施された安心安全に配慮された生活環境である。
- ・生活支援については個別支援計画にそって主に見守りを基本とした支援が行われているが、障がいの特性を見極め、個々の利用者にあった役割りを担ってもらい、できなかったことができるようになり、少しでも自信が持てることで、自律、自立が図られ、地域社会で暮らせるようになることを想定した支援が行われている。
- ・朝礼時には利用者が交替で司会を務め、当日の予定や他の利用者の発言をまとめることで、コミュニケーション能力を培い自立した行動がとれるように支援している。
- ・基本方針の中にもある「個人の人間性を尊重し、一人ひとりの能力に応じて自律し其々が充実した生活が送れるように支援します。」を意識して努力されている。また夜勤者の日誌には、夜間でも観察が必要な方の様子が時系列的に細かく状態が記入され、心身状態に異変があったときは主治医に相談し、すぐ対応ができるように支援されている。
- ・就労支援に関して、入所前に就労の意向がある人に対して、管理者の個人的な人脈も活用し、就労先の開拓や事業所の見学、面談を本人や家族を交えて行うなど積極的な支援が為されている。

◇改善が求められる点

- ・利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組は、個々の障がいを理解し、利用者がどうしたいかを自己決定できるように分かりやすく説明を工夫して支援しているが、保護者の意向が強く反映されることがある。保護者の利用者本人を思う気持ちから発しているものであればその思いを受け止めつつ、利用者本人が自分で決定していくことの大切さをわかりやすく伝達し、どのように支援していくかを職員全員で検討し、保護者に理解を求めて本人の意思での決定を支援する必要がある。当事者である利用者本人が、どうしたいのか、周囲にどうしてほしいのかを自己決定、自己選択することを尊重するという考え方を実践していくために、基本にある人権の理解という課題を

解いて利用者が「今できること」の一步先の「もう少し努力すればできること」に向かっの支援が期待される。

- ・利用者の権利侵害の防止等に関し、権利擁護や虐待防止について合同研修が行われているが、「すべての職員に対する徹底」では十分とは言えない。様々な事例を取り上げての勉強会実施などの更なる工夫が必要です。
- ・国連による『障害者の権利に関する条約』（以下「障害者権利条約」という。2014（平成26）年2月19日批准により発効）及び準ずる国内法『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律』『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』についての理解を含め、虐待防止マニュアルの整備が必要です。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

利用者とのコミュニケーションを取る事で信頼関係を築くように努めている事や基本理念にある「自律した生活を目指す」という取り組みについて評価いただき嬉しく思います。今回の評価を受けた事で未熟な点や改善すべき点がみえてきたので、今後スタッフと話し合い良い方向に進めていきたいと強く感じました。改善がもとめられる点の中で「個々の障がいを理解し」という文言がありますが、早速スタッフから来年度は「勉強会をしよう」という発言があり目標とさせてもらう事にしました。特性を理解する事が利用者一人一人を理解し自律へと導く基礎となると思います。スタッフが評価を読んで自分から提案してくれた事がとても嬉しく思い評価を受けて良かったと思いました。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。